

## 提 案 理 由

報告第11号  
専決第7号

委任専決処分をしたものについて  
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

### 【事故の概要】

平成28年9月15日、養父市三宅地内で、市公用車が後進した際、駐車中の車両に接触し、相手車両のフロントバンパー等を破損させたもの

- ・過失割合 市の過失100%
- ・損害額 479,220円
- ・協議が整った日 平成28年11月17日

議案第89号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成28年8月8日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告がなされたことにかんがみ、関係する条例の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により適用日を定めている。

### 【改正内容】

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

平成28年度改正分

- ・行政職給料表（平均0.2%引上げ）及び医師職給料の改正
- ・勤勉手当の改正  
12月支給分 0.80月→0.90月

平成29年度以降改正分

- ・勤勉手当の改正  
6月支給分 0.80月→0.85月  
12月支給分 0.90月→0.85月
- ・扶養手当の改正  
扶養手当配偶者 13,000円→6,500円  
(平成29年度 10,000円)  
子 6,500円→10,000円 (平成29年度 8,000円)

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・給料表の改正
- ・期末手当の支給率の改正

議案第90号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

平成28年8月8日に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告がなされたことにかんがみ、特別職の給与条例を改正する必要があることから、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、28年度支給分の改正については、公布の日からとし、平成28年12月1日から適用、平成29年度支給分の改正については、平成29年4月1日である。

【改正内容】

平成28年度改正分

- ・ 期末手当の改正

12月支給分 100分の202.5 → 100分の212.5

平成29年度以降改正分

- ・ 期末手当の改正

6月支給分 100分の202.5 → 100分の207.5

12月支給分 100分の212.5 → 100分の207.5

議案第91号

養父市税条例及び養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われたこと及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は平成29年1月1日からである。

【改正内容】

養父市税条例の一部改正

- ・ 特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するもの。

養父市国民健康保険税条例の一部改正

- ・ 個人市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

議案第92号

養父市公営企業の設置等に関する条例の制定について

理 由

上下水道事業の財政状況及び経営状況の明確化を図るため、平成29年4月より、下水道事業に地方公営企業法を適用（企業会計化）しようとする事から、地方公営企業法第4条の規定に基づき、条例を制定するものである。

また、あわせて、地方公営企業法を適用していない簡易水道事業を水道事業に統合するものである。

なお、施行日は平成29年4月1日である。

【制定内容】

- ・公営企業の設置
- ・経営の基本及び規模
- ・組織
- ・資産の取得及び処分など

【廃止する条例】

- ・養父市下水道事業管理基金条例
- ・養父市簡易水道維持基金の設置、管理及び処分条例
- ・養父市水道事業の設置等に関する条例

【制定に伴い改正される条例】

- ・養父市行政組織条例
- ・養父市職員定数条例
- ・養父市特別会計条例

議案第93号

養父市特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の設置及び管理条例の制定について

理 由

平成29年4月より上下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、現行条例を廃止し、新たに条例を制定するものである。

下水道整備は既に完了しており、特定地域生活排水処理施設事業や個別排水処理施設事業を活用して整備を行うことはないため、現行条例を廃止し、維持管理等について規定する条例を新たに制定するものである。

なお、施行日は平成29年4月1日からである。

【制定内容】

- ・設置
- ・名称、位置及び処理区域
- ・使用者の義務
- ・使用料
- ・修繕費用の負担 など

【廃止する条例】

- ・養父市個別合併処理浄化槽設置及び管理条例

議案第94号

養父市下水道条例等の一部を改正する条例について

理由

平成29年4月より上下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、関係条例の改廃を行うものである。

あわせて、別々に規定している集合処理の下水道施設（農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設、コミュニティプラント施設）の設置条例を統一、上下水道事業の新規加入に係る事務手続の統一を図るため必要な改正を行うものである。

なお、施行日は平成29年4月1日からである。

【改正する条例】

- ・養父市下水道条例
- ・養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例
- ・養父市下水道使用料徴収条例
- ・養父市水道事業審議会条例
- ・養父市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・養父市上水道事業給水条例
- ・養父市給水施設の設置及び管理条例

【廃止する条例】

- ・養父市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例
- ・養父市小規模集合排水処理施設の設置及び管理条例
- ・養父市小規模集合排水処理施設整備事業分担金徴収条例
- ・養父市簡易水道事業給水条例
- ・関宮町下水道事業分担金徴収条例

議案第95号

養父市関宮高齢者総合保健福祉センターの指定管理者の指定について

議案第96号

養父市大屋デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第97号

養父市養父市場河川公園の指定管理者の指定について

議案第98号

養父市氷ノ山国際スキー場の指定管理者の指定について

議案第99号

養父市6次産業化支援センターの指定管理者の指定について

理由

上記5議案は、公の施設の管理を指定管理者に行わせたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【施設の名称】

- ・養父市関宮高齢者総合保健福祉センター

・養父市大屋デイサービスセンター  
【指定管理者】  
養父市八鹿町下網場320番地  
社会福祉法人 養父市社会福祉協議会  
会長 小林 哲夫  
【指定の期間】  
平成29年4月1日～平成34年3月31日

【施設の名称】  
・養父市養父市場河川公園  
【指定管理者】  
養父市養父市場506番地1  
養父市場区自治会  
会長 吉村 英之  
【指定の期間】  
平成29年4月1日～平成34年3月31日

【施設の名称】  
・養父市氷ノ山国際スキー場  
【指定管理者】  
兵庫県養父市丹戸896番地2  
株式会社MEリゾート但馬  
代表取締役 一ノ本 智毅  
【指定の期間】  
平成28年12月15日～平成31年7月31日

【施設の名称】  
・養父市6次産業化支援センター  
【指定管理者】  
養父市八鹿町八鹿1685番地2  
やぶパートナーズ株式会社  
代表取締役 三野 昌二  
【指定の期間】  
平成29年4月1日～平成32年3月31日

議案第100号

南但広域行政事務組合規約の一部を改正する規約の制定について

理 由

組合が共同処理する事務のうち、平成24年度から実施してきた鳥獣害共済基金事業について削除するため、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は平成29年4月1日からである。

	<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同処理する事務の鳥獣害共済基金事業に関する事務を削除</li> </ul>
議案第101号	相互救済事業の委託について
理由	<p>建物災害共済について、全国の町村で構成される「一般財団法人全国自治協会」に加入していたが、今年度で特例措置が終了するため、市の自治体が本来加入すべき、全国の市で構成される「公益社団法人市有物件災害共済会」に加入先を変更するものであり、地方自治法第263条の2第1項の規定により議会の議決を求めるものである。</p> <p>【内容】</p> <p>建物災害共済の加入先の変更  一般財団法人 全国自治協会  → 公益社団法人 市有物件災害共済会</p>
議案第102号	平成28年度養父市一般会計補正予算（第5号）
議案第103号	平成28年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第104号	平成28年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第105号	平成28年度養父市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第106号	平成28年度養父市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第107号	平成28年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）
理由	<p>上記6議案は、当面必要とする経費の補正を行うものである。</p>
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第6号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理由	<p>上記3議案は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものである。</p> <p>【推薦する者】尾崎 義幸（再任）</p>

小谷 有司（再任）

津崎 建司（再任）

【任期】平成29年4月1日～平成32年3月31日